

## タイの奴隷制に関する覚え書

石 井 米 雄

### ま え が き

タイの旧社会は、出自または職業によって、公的・私的権利の享有に明瞭な差のある、二つの社会集団に分かれていた。<sup>1)</sup> このうち上層の集団は phu-di (ผู้ดี), 下層の集団は phrai (ไพร่) と呼ばれる。phu-di は、そのなかに chao nai (เจ้านาย) と khun nang (ขุนนาง) の 2 層を含む。前者は王族であって、国王との血縁上の親疎、生母の身分などによって、さらに 5 階級に細分される。王族の階級は、世代を経るにしたがって下降し、5 代をもって王族たる身分を失う。この制度は、一夫多妻制の王族身分層の過度の膨脹を抑制する作用をもっていたものといえよう。後者、すなわち khun nang 層は、bandasak (บรรดาศักดิ์) と呼ばれる一種の爵位によって、整然と階級付けられた官僚群である。khun nang のもつ爵位は、その官職と相即不離の関係をもつ。したがって、官職にある者の一身に属するものであり、世襲されることはない。chao nai・khun nang の 2 層によって構成される phu-di 階級が、旧制度下におけるタイの支配層であった。

被支配層であった phrai は、それが享受できる自由の多寡にしたがって、「自由民」(ratsadon ราษฎร, thai ไทย) と、「不自由民」(that ทาส) の 2 層に区分される。「自由民」と言っても、17 世紀において年間 6 カ月、19

世紀に入って、軽減措置がとられた後でさえ、年間 3 カ月という莫大な賦役義務を課せられていたのであって、その身分は、はなはだしく奴隷的であった。「自由民」に課された賦役義務は、munnai มullanai と呼ばれる在郷の下級役人の課す雑徭によって加重され、人民は苛酷な生活が強いられていた。農民たちが、田地を捨て、森林の中へ逃散して、過重な課役の軽減を官に訴えた記録も、年代記に見えている。<sup>2)</sup> また、有力な phu-di の私民 (phraisom ไพร่สม) となって、その庇護下に入ること、さらには、自由民より課役負担の軽い奴隷に身を落とすことがしばしばであったことも、布告などの内容から知ることができる。19 世紀中葉に渡タイした、欧米人観察者によって、全人口の 5 割に達すると報告された「不自由民」の大群は、のちに至って奴隷廃止の措置がとられるにいたるまで、減少のきざしを示さなかったのである。

筆者は、1966 年 5 月から 1967 年の 4 月にかけてタイに派遣され、東南アジア研究センター、タイ・ビルマ調査計画の一環として、主としてバンコクの国立図書館および国立文書館所蔵の根本史料を利用して、賦役労働制の解体に関する研究を行なったが、本稿は、その準備の一環として同研究と密接に関連するタイの奴隷制の *taxonomie* を目指して執筆されたものである。

## I アユタヤ期以前

タイ国に関する、17世紀以来の欧米人の記録は、一致して「奴隷」(Slaves, les esclaves, die Sklaven) の存在に言及している。<sup>3)</sup> これはタイ語で that (ทาส) または kha (ข้า) と呼ばれる、一群の複合的な不自由民の階層を指す。that がいつタイ族社会に発生したか、という問題については、今日2説が分かれて対立している。すなわち、ダムロン親王とかれの後継者であるタイ人歴史家は、すべて、奴隷制はクメール族の制度であって、スコータイには奴隷は存在せず、クメールの影響の濃厚なアユタヤ朝に至って、はじめてタイ族の社会に導入された、との説をとっている。<sup>4)</sup> W.A.R. Wood も *A history of Siam*(1924) の中で、このダムロン親王の見解と同一の立場をとっている。

これに対しフランスの法制史家 Robert Lingat は、1292年のラーマ・カムヘン王刻文に、kha (奴隷) が、家畜とならんで財産のひとつに数えられていることなどの理由から、ダムロン親王の説を批判し、スコータイにも奴隷は存在したと主張している。

しかしながら両者の相違は、きわめて限られた史料の解釈の違いによるものであり、結論は新史料の発掘、近隣諸民族との比較など今後の研究にまつべき点が多くのことされている。

## II 三印法典

アユタヤ時代(1350～1767)にはいと、史料の状況はやや好転する。しかしこの時代に作成された写本は、1767年の、ビルマ軍によるアユタヤ攻撃の際、その大半が焼失ないし散逸してしまっており、現在に伝わっているのはきわめてわずかにすぎないので史料としては、(1)17世紀の欧文資料と、(2)ラタナコーシン朝の初期に作成されたタイ語写本—とくに法典—が中心となろう。なかでも1805年

に成立した「三印法典」は、タイの奴隷制考察上もっとも重要な文献である「奴隷法」その他の法制史料を含んでいるので、奴隷制についてのべるに先立ち、まず「三印法典」の史料価値の検討をおこなっておきたい。

1. 「三印法典」とは Kotmai tra sam duang กฎหมายตราสามดวง の訳であって、ラーマ1世王の勅命により、1805年に編修された法典を指す。正本 chabap luang (ฉบับหลวง) として作成された samutthaikhao สมุดไทยขาว (白地のタイ式横型折本) の各帖の2ページ目に、3個の朱印<sup>5)</sup> が押捺されていることから、「三印法典」と通称されている。

その序文の末尾に、「書記に命じ、墨をもって3部の写本を作り、hong khruang (ห้องเครื่อง) に1部、ho luang (หอหลวง) に1部、san luang samrap luk khun (ศาลหลวงสำหรับลูกขุน) に1部をそれぞれ保管せしめた」とあることによって、われわれは「三印法典」正本(chabap luang ฉบับหลวง)の原位置を知ることができる。しかしながらこれらはその後なんらかの理由で散逸してしまった。

1908年偶然のことから、laksana wiwat ลักษณะวิวาท 1帖と、laksana lakpha ลักษณะลักพา 1帖の計2帖が発見され、これを契機として各所で発見が相次ぎ、翌1909年までに79帖が回収された。その結果、正本はそれぞれ41帖より成るものが3部作成されたことがあきらかになったが、laksana that ลักษณะทาส と phromasak พรหมศักดิ์ の正本は、今日にいたるまで発見されていない。

その後、「三印」を欠く以外は、本の寸法、書体から通巻番号にいたるまでことごとく一致する第4番目の写本が発見された。これは chabap rong song ฉบับรองทรง (副本) と呼ばれる。この副本は、おそらく正本の写字生

らと同一のグループの筆になるものと推定されている。今日までに発見されたかぎりの副本は不完全であるが、既発見分の中に、正本では見ることのできない *laksana that* と *phrommasak* を含んでいるため、その発見がきわめて重大な意味をもつことになった。すなわちこの結果、三印法典の *text* がほぼ完全な形で回復されたのである。<sup>6)</sup>

2. 「三印法典」は、三蔵の結集をおこなって、仏教教団再建の基礎をきずいたラーマ1世王が、法律を整備して、俗界の秩序の回復をはかろうという実践的目的をもって編修されたものである。序文の記述によれば、この法典は、書記、法官、学者計11名より成る編修委員会が、まず当時伝承されていた法典を底本とし、その重複部分を削り、誤りを正し、項目別に分類整理して出来上がったものを、つぎに国王自身が、「将来この国を統治すべき国王の利益となるよう、不自然な部分を道理にかなうように改め *ดัดแปลงให้ชอบโดยยุติธรรม*」て成立したものである。したがって、「三印法典」と、その成立の基礎となったところの古法典との間には、多かれ少なかれ異同があるものと考えなければならない。各 *laksana* にのこされている日付は、Urtext 成立の時期を示すものであるかも知れないが、それ以上のものではないことを、利用にあたっては注意しなければならない。

「三印法典」の Urtext が現存していない以上、両者を照合してその異同を明らかにすることは不可能であるが、作業開始から原稿完了までに費した時間が8カ月に足りないこと、*กฎหมายสิบหกข้อ* (36条律)、*พระราชบัญญัติ* (勅令)、*พระราชกำหนดเก่า* (旧令)、*พระราชกำหนดใหม่* (新令) など、事項別に整理されていないままの雑令が、後半にかたまって現われていることなどの事実、編修作業がかなり急がれたものであることを推定させる。こ

のことは、Urtext に加えられた変更の大きさを自ら制限する条件であると見られよう。

さらに慣例 *praphei* すなわち適法 *yutti-tham* と考えるタイ人の通念よりすれば、ラーマ1世王にとっては、回復に価する昔日の栄光であるべきアユタヤ諸王の制定した法典を、根本から退けたとは考えられず、その姿勢はあくまでも古法の復原、後人の手による不当な改ざん部分の復旧にあったと見るべきであろう。したがって、その成立はラタナコーシン期に入ってからのことであるとは言え、注意深くこれを利用するならば、かなりの程度にまで、アユタヤ法の大綱に接近することが可能であると考えられる。<sup>7)</sup>

### III 奴隷の伝統的区分

1. アユタヤ時代の奴隷制にかんしては、Nicolas Gervaise (1688), *De la Loubère* (1693)<sup>8)</sup> など、同時代の外国人旅行者の記録によって、その大要を知ることができる。しかし、より体系的な知見を得ようとすれば、現在のところ三印法典以上の資料を見出すことはできない。中でも「奴隷法」(*Phraayan kan that พระไอยการทาส*)<sup>9)</sup> は、奴隷制度の研究上、もっとも重要な文献といえよう。

2. 「奴隷法」は、たがいに独立したつぎの四つの部分を含む。すなわち、

- (a) 1359年未年 (1547 A.D.) の層
- (b) 1387年亥年 (1575 A.D.) の層
- (c) 1557年丑年 (1745 A.D.) の層
- (d) 1262年亥年 (1455 A.D.) の層<sup>10)</sup>

(a) に先立つところの前文は、「ここに *sin thai* 奴隷、男女の捕虜奴隷などにかんする訴訟の原因について述べよう」という文にはじまる。これに続いて「使うことのできる7種の奴隷」と「使うことのできない6種の奴隷」についての解説が、パーリ語原文の語釈の形式をとって行なわれている。このうちの「使うことのできる7種の奴隷」は伝統的な奴隷の分類

として基本的な重要性をもつものであって、  
a 層の冒頭でもふたたび繰り返されている。  
そこでまずこの両者を比較しながら、伝統的

な奴隷の分類を検討してみよう。以下にその  
原文を対照してかかげる。

|   | パ ー リ 語          | 前 文                                                  | a 層                                          |
|---|------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 1 | ธเนน วิกีเนยวา   | ทาสได้มาด้วยทรัพย์                                   | ข้าสินได้                                    |
| 2 | ปุตตทาสา         | ลูกทาสเกิดในเรือนเบี้ย                               | ลูกทาสเกิดในเรือนเบี้ย                       |
| 3 | มาตาบิดา จ ทาสกา | ทาสได้มาแต่ฝ่ายข้างบิดามานดา                         | ทาสได้มาแต่บิดามานดา                         |
| 4 | ทินนกา จ         | ทาสมีผู้ให้                                          | ทาสท่านให้                                   |
| 5 | อฏฐทาสา จ        | ทาสอันได้ด้วยช่วยกังวลทุกข์ทุก<br>แห่งคนอันต้องทนโทษ | ทาสอันได้ด้วยช่วยกังวลแห่งคน<br>อันต้องทนโทษ |
| 6 | ภตุตกา จ         | ทาสอันได้เลี้ยงไว้ ในกาลเมื่อเข้า<br>แพง             | ทาสอันได้เลี้ยงมาเมื่อกาลทุกข์               |
| 7 | ธชาหตา จ ทาสกา   | นำธงไชยไปรบศึกแล้วแลได้มา<br>เป็นทาสชะเลย            | ทาสอันได้ด้วยชะเลย                           |

(1) sin thai 奴隷。前文では「財貨をもって  
回贖した奴隷」とあるが、a 層は「財貨を  
もって」という文言を欠く。また奴隷を指  
す語として前文では *that* ทาษ があてられ  
ているのに対して、a 層では *kha* ข้า が用  
いられている点異なる。

(2) 「金主の家において出生した、奴隷の子」。  
両者の文言はまったく identical である。

(3) 「父母に由来する奴隷」。前文では父母の  
「側から」となっている点異なる。<sup>11)</sup>

(4) 「贈与された奴隷」。前文では「贈与者を  
もつ奴隷」、a 層では「第3者により贈与  
された奴隷」となっている。

(5) 「罪に定められた者を苦しみから救う(罪  
を贖う) ことによって得た奴隷」。กังวลทุกข์  
ทุก : กังวล というわずかな違いのほかは両  
者はまったく一致する。いわゆる「司法奴  
隷」である。(後述 viii 参照)

(6) 前文では「米価が騰貴した時、扶養して

奴隷とした者」とあるのが、a 層では「飢  
饉の時」となっている点異なる。

(7) 「捕虜奴隷」。前文は「軍旗をなびかせて  
出陣し、捕虜奴隷として得た者」とやや冗  
長であるが、a 層は「捕虜として得た奴隷」  
と簡潔に表現している。

以上の比較によって、「使うことのできる  
7種の奴隷」は、多少の表現上の差をのぞけ  
ば、前文、a 層とも互いにはほとんど一致し、  
つぎの通りであることが明らかとなった。す  
なわち、

- (1) sin thai 奴隷
- (2) 奴隷の子
- (3) 父母より相続した奴隷
- (4) 贈与された奴隷
- (5) 飢饉奴隷
- (7) 捕虜奴隷

3. 「三印法典」の Urtext あるいは、同法  
典編修の当時、すでに失われていた古法典の

中に、上述した7種類の奴隷のそれぞれについて、別別の規定が定められていたかどうかについては推測の域を出ないが、「奴隷法」2<sup>120</sup>の冒頭にある「まず sin thai 奴隷から述べよう（傍点筆者）」という1節は、7種類の奴隷のうち、少なくとも二種類以上の奴隷にかんする法律が存在していたことを示唆しているものと言えよう。小暦1167年（1805 A. D.）の日付をもつ「勅令」（Phraratchabanyat พระราชบัญญัติ）22に、「捕虜奴隷律（Phraratchakammot phraayakan laksana that chaloai พระราชกำหนดพระไอยการลักษณ ทาสชะเลย）を考正（chamra ชำระ）し賜えり」という文言のあるところから、少なくとも「捕虜奴隷」にかんする規定がもうけられていたことはほぼ確実であろう。

しかしながら「三印法典」所収の「奴隷法」は、上述した(a), (b), (c), (d)の各層のいずれをとっても、ことごとく sin thai 奴隷のみの規定に終始している。この理由としては、「三印法典」成立の頃までに、奴隷の均一化が進行し、実質的にはすべて sin thai 奴隷と同様の取扱いをうけるようになったことが原因ではないかと思われる。<sup>139</sup> そこで、まず、タイの奴隷制の中核をなす sin thai 奴隷について「奴隷法」の内容に即しながら検討したい。

#### IV Sin thai 奴隷

1. 本稿で「sin thai 奴隷」とは、that sin thai ทาสสินไถ่ を指す。that sin thai は、ふつう「売買奴隷」と訳される。<sup>140</sup> しかし、よりタイ語に即して見るならば、thai とは、「債務者が、債権者に対し債務の弁済をおこなって、債権者の下にある担保物権を請け戻す」ことであり<sup>141</sup>、sin thai とは、「(担保物件の請け戻しに際し) 債権者に支払われるべき金銭債務」を意味する。<sup>142</sup> したがって「回

贖奴隷」、「負債奴隷」と訳することも可能であるが、ここでは原語をそのまま用いて「sin thai 奴隷」と呼ぶことにしたい。

「sin thai 奴隷」にかんしては、「奴隷法」2に、三つの「贖い」の方式について定義がなされている。これは「sin thai 奴隷」についての明文の規定として基本的重要性をもつので、以下に全文を訳出しておこう。

『Phrathammasat にもとづき、3種類の奴隷の贖いについて述べよう。

ひとつ、身価（の最高額）以下での贖い。

ひとつ、身価（の最高額）での贖い。

ひとつ、贖ったのち使役しない贖い。

「身価（の最高額）以下での贖い」とは、買戻条件付の売買であって、（その契約には）売主と保証人とが要る。もし（奴隷が）逃亡し、失踪した時は、（買主はその奴隷の）売主と保証人を追及することができる。

「身価（の最高額）での贖い」とは、（奴隷の）身価いっばいの価格で贖うことであって、保証人をたてない。売主は、奴隷の逃亡、失踪について責任を問われることがない。

「贖ったのち使役しない贖い」とは、贖った後で買主が利子払いに切り換えたり、また奴隷のほうから利子払いを願い出たりなどして、買主が奴隷を使役しないことを言う。』

以上の定義から、われわれは「sin thai 奴隷」が、はっきりと二つのカテゴリーに区分けされていることを知る。すなわち、(1)身価の最高額より低い価格で贖われる奴隷と、(2)身価の最高額いっばいの価格で贖われる奴隷である。前者を「khai fak 奴隷」、後者を「khai khat 奴隷」と呼ぼう。khai fak とは買戻条件付売買の意味である。売主は、つねに売買の目的物である奴隷を買い戻す権利を留保している。これに対して khai khat は永代的売買である。売主は khai khat した奴隷の行為について何ら責任を問われることがない。<sup>177</sup>

2. khai fak すなわち買戻条件付売買は、売買の一形式ではあるが、khai (売) の中心の内容をなすべき財産権の移動は、ここでは不完全にしか行なわれない。「khai fak 奴隷」は、いぜんとして「売主に属する人 (phu khon than)」と呼ばれるのである。<sup>18)</sup> 奴隷の所有権は買主のものとはならず、奴隷の身柄は一時的に預けられるにすぎない。経済的効果についてみるならば、khai fak は、売買というよりはむしろ質に近い。khai fak 奴隷の労働は「売価」、換言すれば「貸金」の利子とみなされる。したがって khai fak 奴隷が買主 (nai ngoen 「金主」と呼ばれる) の家で働かない場合があれば、利子の支払いが要求される。これが上述の「贖って使役しない」奴隷—利子払奴隷 (that phuk dok) である。

khai fak 奴隷は、簡便な金融手段として広範囲に行なわれた制度である。タイの奴隷を「回贖」の可能不可能の別にもとづいて、redeemable slave と irredeemable slave に分け、khai fak 奴隷を前者とすることがあるが<sup>19)</sup>、この分類は khai fak 奴隷の本質を見誤らせるおそれがある。なぜならば、khai fak 奴隷の金主への隷属は売買の目的ではなく、債務支払の担保であり、金利確保という手段的意味しか有していないからである。khai fak 奴隷は、khai fak という、一種の債務契約の結果として発生するものであって、金融の一方式にすぎないという点を忘れてはならない。タイの奴隷の大部分を占めたこの khai fak 奴隷について報告した欧米人が、しばしば slave という語の使用に抵抗を感じているというのも khai fak 奴隷の本質から見れば当然のことと言えよう。<sup>20)</sup>

3. 「khai fak 奴隷」が、「thai khruang that khruang (半自由人・半奴隷)」<sup>21)</sup> と呼ばれ、金主の権限が大幅に制限されているのに対し、「khai khat 奴隷」に対する主人の権限は絶大である。「khai khat 奴隷」は、主

人の「物」であり、象、馬、牛、水牛、家屋、田畑などと並んで、主人の財産の中に数えられる。主人は、殺すこと以外のあらゆる権限を「khai khat 奴隷」に対し行使できた。なぜならば「奴隷は金主の権限の下にある (เป็นสิทธิแก่นายเงิน)」からである。<sup>22)</sup>

Bowring は、「khai khat 奴隷」の大半が、両親によって売られた未婚の女子であって、その数は少なかったと報告している。

「khai khat 奴隷」は、売主が保証人を立てる必要がなかったので、売られた奴隷の 4/5 は、機会をうかがっては逃亡した、という。<sup>23)</sup> khai khat 奴隷は、後にはまったく消滅してしまった。<sup>24)</sup>

4. khai fak と khai khat とを区別する指標は、「売買」の価格が、その奴隷の「身価」の全額であるが、それ以下 (基本的には半額) であるかという点にある。この場合、「身価」とは、次節にのべる法定身価の最高額を意味するものであって、男子については 14 タムルン (=56 バーツ)、女子については 12 タムルン (=48 バーツ) と定められていた。

## V Luk that : 子奴隷

1. 奴隷の子は、原則として、親奴隷の主人の所有に属する。おそらくは家畜の生んだ子が、その家畜の持主の所有となることの類推であろう。奴隷の子は、つねに luk that ลูกทาส (子奴隷) と呼ばれ、that と kha とも呼ばれることはない。

上述した sin thai 奴隷の場合には、金主 (=買主) が売主に支払う金額、別言すれば、売主がその奴隷を贖うときに金主に弁済すべき金額は金主と売主との間の取り決めによって、決定される。その額が法定身価の最高額に達するか、それ以下であるかによって、khai khat 奴隷と khai fak 奴隷の区分が発生したことは上述のとおりである。これに対して luk that は、出生の瞬間から死に至る

表 1 《Phrommasak》による男子の身価

| 年 令   | 価 格 | 年 令 | 価 格 | 年 令 | 価 格 | 年 令 | 価 格 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| カ月    |     | 才   |     | 才   |     | 才   |     |
| 1～3   | 6   | 24  |     | 53  | 40  | 81  |     |
| 4～6   | 8   | 25  |     | 54  |     | 82  |     |
| 7～9   | 10  | 26  |     | 55  |     | 83  | 8   |
| 10～11 | 12  | 27  |     | 56  |     | 84  |     |
| 1才    |     | 28  |     | 57  |     | 85  |     |
| 2     | 16  | 29  |     | 58  | 32  | 86  |     |
| 3     |     | 30  |     | 59  |     | 87  |     |
| 4     | 20  | 31  |     | 60  |     | 88  | 6   |
| 5     |     | 32  |     | 61  |     | 89  |     |
| 6     | 24  | 33  | 56  | 62  |     | 90  |     |
| 7     |     | 34  |     | 63  | 24  | 91  |     |
| 8     | 32  | 35  |     | 64  |     | 92  |     |
| 9     |     | 36  |     | 65  |     | 93  |     |
| 10    |     | 37  |     | 66  |     | 94  |     |
| 11    |     | 38  |     | 67  |     | 95  | 4   |
| 12    | 44  | 39  |     | 68  | 16  | 96  |     |
| 13    |     | 40  |     | 69  |     | 97  |     |
| 14    |     | 41  |     | 70  |     | 98  |     |
| 15    |     | 42  |     | 71  |     | 99  |     |
| 16    |     | 43  |     | 72  |     | 100 |     |
| 17    |     | 44  |     | 73  | 12  |     |     |
| 18    | 48  | 45  | 48  | 74  |     |     |     |
| 19    |     | 46  |     | 75  |     |     |     |
| 20    |     | 47  |     | 76  |     |     |     |
| 21    |     | 48  |     | 77  |     |     |     |
| 22    | 52  | 49  |     | 78  | 10  |     |     |
| 23    |     | 50  |     | 79  |     |     |     |
|       |     | 51  |     | 80  |     |     |     |
|       |     | 52  |     |     |     |     |     |

単位：パーツ

表 2 《Phrommasak》による女子の身価

| 年 令   | 価 格 | 年 令 | 価 格 | 年 令 | 価 格 | 年 令 | 価 格 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| カ月    |     | 才   |     | 才   |     | 才   |     |
| 1～3   | 4   | 24  |     | 52  | 28  | 80  |     |
| 4～6   | 6   | 25  | 48  | 53  |     | 81  |     |
| 7～9   | 8   | 26  |     | 54  |     | 82  |     |
| 10～11 | 10  | 27  |     | 55  |     | 83  | 6   |
| 1才    |     | 28  |     | 56  |     | 84  |     |
| 2     | 12  | 29  |     | 57  |     | 85  |     |
| 3     |     | 30  |     | 58  | 24  | 86  |     |
| 4     | 16  | 31  |     | 59  |     | 87  |     |
| 5     |     | 32  |     | 60  |     | 88  | 4   |
| 6     | 20  | 33  | 44  | 61  |     | 89  |     |
| 7     |     | 34  |     | 62  |     | 90  |     |
| 8     | 24  | 35  |     | 63  | 16  | 91  |     |
| 9     |     | 36  |     | 64  |     | 92  |     |
| 10    | 32  | 37  |     | 65  |     | 93  |     |
| 11    |     | 38  | 40  | 66  |     | 94  |     |
| 12    |     | 39  |     | 67  |     | 95  |     |
| 13    | 36  | 40  |     | 68  | 12  | 96  | 3   |
| 14    |     | 41  |     | 69  |     | 97  |     |
| 15    |     | 42  |     | 70  |     | 98  |     |
| 16    |     | 43  | 36  | 71  |     | 99  |     |
| 17    |     | 44  |     | 72  |     | 100 |     |
| 18    | 40  | 45  |     | 73  | 10  |     |     |
| 19    |     | 46  |     | 74  |     |     |     |
| 20    |     | 47  |     | 75  |     |     |     |
| 21    |     | 48  | 32  | 76  |     |     |     |
| 22    |     | 49  |     | 77  |     |     |     |
| 23    |     | 50  |     | 78  | 8   |     |     |
|       |     | 51  |     | 79  |     |     |     |

単位：パーツ

まで「賠償金定率法 (Phraayakan Prommasak พระไอยการ พรหมศักดิ์)」<sup>25)</sup> に定められた、男女・年齢別の「人命賠償金 (wergeld)」が、それぞれ luk that の身価 (kha tua ค่าตัว) として適用される。したがって luk that を回贖しようとする者は、この表に定められた身価を、かれの年齢性別にしたがってその主人すなわち所有者に支払わなければならない。この点が、luk that と that sin

thai との違いであって luk that が特別のカテゴリーとして取り扱われる理由である。

表 1, 2 は luk that の男女・年齢別身価表である。これによると、男子の身価はつねに女子の身価より高く、最高額において 8 パーツの開きが見られる。男子は 26～40 才で最高額に達し 14 タムルン (=56 パーツ)、女子は 21～30 才が最高で 12 タムルン (=48 パーツ) となっている。

2. luk that は、父母の身分、出生の場所等の条件によって、異なった取扱いをうける。基本原則は、(1)奴隷の子は母方の身分に規定される、(2)出生した子が自動的に luk that となるのは、母が khai khat 奴隷である場合にかぎる、という2点である。以下、各種の事例について検討しよう。

3. 両親が共に khai khat 奴隷であれば、その子は luk that として主人の所有となることは言うまでもないが、この場合、両親の属する主人が別人であるときには、母方の主人が子の所有権を得る。「あたかも放たれた牛の子がすべて、雌牛の主人の物となるように。」<sup>26)</sup>

自由人の男が、第3者に属する khai khat 奴隷と私通して出生した子は、母方の主人に属する。主人は、その男に対し、奴隷の妊娠によって主人の蒙った損失の補償を要求する権利をもたない。

自由人の男が、khai khat 奴隷を妻として娶る時には、一般にその女奴隷を贖って自由人の身分としてから結婚するので、子の帰属の問題は発生しないのが普通である。しかし、自由人の男が、主人の同意を得て女奴隷と同棲しているうちにもうけた子、あるいは婚姻関係を保ったままで、自由人である妻を奴隷として第3者に売りその間に出生した子は、奴隷である母方の主人に属する。

khai fak 奴隷を母として出生した子は、母の売買価格が法定価格の半額を越えないかぎり、母方の主人に属することはない。主人は、たかだか、母奴隷の妊娠中の労働不能に対する補償金 (kha puaikan ค่าป่วยการ) を要求できるにとどまる（「奴隷法」74）。

## VI Chaloei : 捕虜奴隷

1. さきに述べた奴隷の伝統的7区分のうち、相続による財産権の承継、贈与による財産権の移転によって獲得された奴隷、および

「飢饉の時、扶養して奴隷とした者」は、それ自体ではなんら特別のカテゴリーを成すものでないのでここでは取り上げない。「司法奴隷」については、「官有奴隷」の節で触れることとし、最後にのこった「捕虜奴隷」(that chaloei ทาสเชลยあるいは簡単に chaloei เชลย とも言う) についてのべよう。

2. 「反逆法 Phraayakan Atchayaluang พระไอยการอาชญาหลวง」70は、戦場で捕獲した「象、馬、人 (phukhon)、武器、財貨」が、すべて国王に属するものであって、これらを目だりに処分するときは、斬首、財産没収を含む重刑に処せられる旨さだめている。chaloei とされるのは戦闘員にかぎらず、占領地の全住民が拉致され、強制的に移住せしめられた。こうした強制移住は kan kwat khrua การกวาดครัว と呼ばれる。こうした強制移住の目的は、(1)戦争によって不足をきたした自国労働力の補充、(2)相手国から労働力を奪ってその潜在的戦争能力を低下せしめる、(3)論功行賞として自軍の将兵に配分することなどにあったものと考えられる。<sup>27)</sup>

chaloei にかんする「三印法典」の記載はあまりに断片的にすぎ、それのみによって捕虜奴隷の実態をうかがうことはできない。

De la Loubère (1693) は、奴隷発生の原因のひとつとして、戦争による捕虜をあげているが、この記述は17世紀末における捕虜奴隷の存在を証拠立てるものと見られよう。chaloei の取扱いは必ずしも苛酷なものではなかったらしい。法典によれば、主人の中には chaloei の子を僧籍に入れ、就学の機会を与えた者もあったという。<sup>28)</sup> Pallegoix が、国王は、都へ拉致された chaloei に対し、米、金銭、住居の建築資材を与えてその定住をたすけ、chaloei たちは、定着後、頭領を互選して秩序ある生活を送り、やがてタイ人とかかわらぬ利益を享受するようになった、とのべているのも chaloei の実態を反映するものと

して興味深い。<sup>29)</sup>

Bowring は、1857年当時、タイに強制移住させられていた chaloai の人口をつぎのように推定している。

表 3 Bowring (1857) の推定による chaloai 人口数

|                |         |
|----------------|---------|
| Malay          | 5,000人  |
| Cochin Chinese | 10,000人 |
| Peguans        | 10,000人 |
| Laos           | 20,000人 |
| Burmese(戦闘員のみ) | 1,000人  |
| 計              | 46,000人 |

J. Bowring, *The kingdom and people of Siam*, vol. I. London, 1857.

3. chaloai の大半は国王に直属した。功績のあった王族・貴族等に配分された場合でも、それはつねに bau chauchiwit (Bowring 1857), khon luang (Bastian 1867) すなわち「国王の僕」と呼ばれた。Bowring によれば、マライ人とモー人らは水夫として用いられ、月 8 パーツの手当を受け、船長になれば 20~30 パーツを与えられていたという。コーチシナ人とラオ人、およびマライ人、モー人の一部は兵卒として用いられ、年 3 カ月の勤務期間中には、月 4 パーツの給与のほか、米の支給を受けた。これらの諸民族の中でもマライ人とコーチシナ人は、廉直のほまれが高かった。chaloai は集团的に居住しており、アユタヤのマライ人コロニー、パクラットのモー人コロニーなどが知られている。<sup>30)</sup>

chaloai は、khai khat 奴隷と同じく回贖をみとめられていなかった。かれらは「苛酷な待遇に耐えかねて、金を工面し、(主人に)身価を払(って自由を贖)おうとしても、お前は戦場で捕えられた chaloai ではないかといつて、受け入れられなかった」のである。<sup>31)</sup> chaloai に、自由を贖う道がひらかれたの

は、ようやくラーマ 1 世王 (1782—1809) の治世に入ってからのことであった。<sup>32)</sup> この新たな措置によって、これまでの閉鎖的な chaloai 階級は次第に解体の方向へと向かうことになったのである。

4. 捕虜奴隷との関係で触れておかなければならないのは、山地民奴隷である。ここで山地民奴隷とは、ラオス、カンボジアの山岳部に住む未開の kha 族を略取して奴隷としたものを指す。John Crawford は、バンコクで散見した kha 族奴隷について報告している (Crawford 1828)。この種の奴隷は chaloai とは呼ばれない。おそらく extra-légale な、特殊のカテゴリーを成すものとみなされていたと思われるが、詳細は不明である。<sup>33)</sup>

## VII 官有奴隷と私有奴隷

さて、以上述べてきた各種の奴隷を、その所有主が国家 (= 国王) であるか、私人であるかによって分類すれば、「私有奴隷」と「官有奴隷」の二つのカテゴリーをもうけることができる。前者に属するのは二種の sin thai 奴隷と luk that すなわち奴隷の子である。後者は that luang ทาสหลวง と呼ばれ、前節で述べた chaloai の大半がこれに属するほか、裁判の結果として奴隷にされたいわゆる「司法奴隷」が含まれる。「司法奴隷」の内容は多岐にわたり、債務支払不能となった債務者またはその保証人で、裁判の結果、奴隷として最高値入札者に売られた者、同じく債務者に引き渡された者、刑罰のひとつとして奴隷に売られ、その売上代金が国家に帰属する者、訴訟事件に敗訴し、原告に対し損害賠償を命じられたが、履行不能となり、奴隷とされた者、何らかの理由によって体刑もしくは罰金刑に処せられた者を、第三者が贖罪金を支払ってその罰を贖い、自分の奴隷とした者、などを含む。<sup>34)</sup>

# VII Kha phra: 寺院奴隸

chaloei と司法奴隸の一部は、寺院に寄進され、寺院領の田畑の耕作にあたった。この種の奴隸を kha phra ข้าราชการ と呼ぶ。kha phra の身分は世襲され、19世紀初頭まで回贖がみとめられなかったので、kha phra は一種のカストを形成していた。kha phra の生活は、僧侶を支持するための農業労働を主とし、重労働は少なく、むしろ他の奴隸よりも楽であったと見られるが、その地位はきわめて低く、人々から厭われていた。<sup>35)</sup>

# IX 輸入奴隸

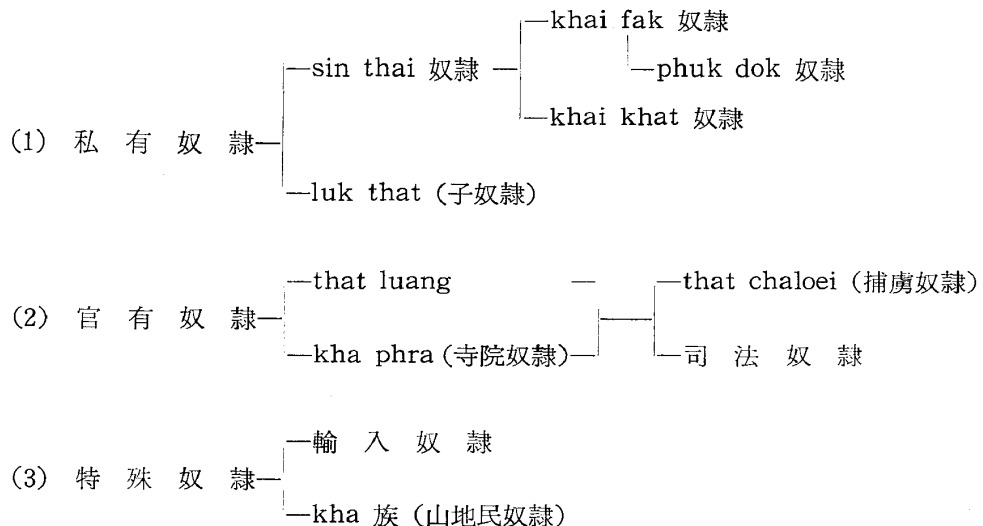
以上の奴隸のほか、これらとはまったくカテゴリーを異にする異民族の輸入奴隸があることを指摘しておきたい。「奴隸法」10, および52にいうところの「ジャンクの船上から救った(=購入した)」奴隸 ช่วยมาแต่ท้องสำเภา がそれである。タイに奴隸が、いつ頃から、どのような形で輸入され、それが何に使役されていたかについての研究は、現在まで行なわれていないが、1822年、タイを訪れた英国人 John Crawford, ジャワ島のサマランで、中国のジャンクに略取され、タイ人に奴隸とし

て売られた若いジャワ人の男女13名について言及し、「シャム国政府はこの不届きな慣行を奨励しているのである。聞けば、近年 400 人以上もの中国人が、同国人の手で誘拐され、シャムへ連れてこられ、奴隸として売られていると言う。」と報告している。Crawford は同一の報告の中で、タイの高官の家で見かけた5人の若いアフリカのニグロについて述べている<sup>36)</sup>のは貴重な証言である。

「奴隸法」10に、「ジャンクの船上から救った(奴隸)と同じように、奴隸の主人は絶対権をもつ (ให้สิทธิแก่เจ้าทาสเหมือนได้มาแต่ท้องสำเภา) (傍点筆者) とあるところから見て、かれらは回贖をみとめられず、主人の絶対権に服して使役される奴隸であったと推定される。この種の奴隸は、sin thai 奴隸とも、luk that と同、chaloei と同異なった特別の、extra-légale なカテゴリーを形成していたものであろう。<sup>37)</sup>

# む す び

1. 以上、20世紀の初頭までタイに存続した各種の奴隸について略述してきたが、これを図に示せば、つぎのように整理できるであろう。



2. これらの奴隷は、しかしながら、その重要度において、たがいに著しい相異を示す。その数において圧倒的な優勢を示すのは、(1)の私有奴隷である。タイの奴隷が、人口の $\frac{1}{3}$ に達すると言われるとき、その大半は sin thai 奴隷、とりわけ khai fak 奴隷と luk that によって占められていたと見て差し支えなかろう。khai fak 奴隷、すなわち買戻条件付で売買された奴隷は、言葉をかえて言えば、売主が金主つまり買主に対して負った債務の抵当、および利子の代りとして、金主がこれを占有する人質であった。khai fak 奴隷は、タイの農民におけるもっとも普及した金融の一形式とみなされていたといえよう。それならばタイの農民の中に、このような多数の負債者の群が発生したのはいかなる理由によるものであろうか。多くの著者は、アユタヤ朝末期からラタナコーシン王朝にかけてタイに導入され、タイ政府の有力財源として隆盛を誇った公認トバク場が、タイ人の射幸心を刺激した結果であると主張する。しかし、アユタヤ朝末期以降、金納化の傾向をたどった corvée 制と、村落レベルでの農民支配に絶大な権力をふるった munnai 階級による農民の搾取が、農家負債、ひいては奴隷の大量発生の原因となったであろうと考えられるがこの問題については、別の機会に論ずることとしたい。

## 補 注

1) 旧制度下のタイの社会組織については、つぎの文献が基本的である。

Aymonier 1901, Bastian 1867, Bowring 1857, Crawford 1828, De la Loubère 1693, Dilock 1907, Pallegoix 1854, Wales 1934.

ดำรงราชานุภาพ, กรมพระ ลักษณะการปกครอง  
ประเทศสยามแต่โบราณ พระนคร, พ.ศ. 2471.

2) พระราชพงศาวดารกรุงรัตนโกสินทร์ฉบับหอ

สมุดแห่งชาติ รัชกาลที่ 1-ที่ 2 พระนคร สำนักพิมพ์  
ศิลปวิทยา, พ.ศ. 2505. pp. 382-387.

3) たとえば, De la Loubère, p. 77, Pallegoix p. 298.

4) ดำรงราชานุภาพ pp. 20-21.

5) 旧制度下における大頭官の官印である phraratchasi พระราชสีห์ (samuhanayok สมุหนายก), phrakhochasi พระคชสีห์ (samuhakalahom สมุหกลาโหม), buakaeo บัวแก้ว (kosabodi โกษาบดี)

の3種の印。

6) 「三印法典」の R. Lingat による厳密な校定本は、1939年にバンコクのタマサート大学から刊行された。詳細は参考文献(1)を参照。

7) ร. แลงกาดี พ.ศ. 2478. pp. 24-27.

Prince Dhani Nivat, "The reconstruction of Rama I of the Chakri Dynasty," JSS, vol. XL III, p. 24.

8) Gervaise p. 145 f. De la Loubère, p. 77.

9) 以下「三印法典」の引用はすべて Lingat 校定本の綴字にしたがう。

10) 西暦換算は Phiphat Sukathit の計算に基づく。いずれも Chulamani 暦 c.f. พัทธมน์ สุขทิศ, "ศักราชจุฬามณี" ศิลปากร ปีที่ 6, เล่ม 5, พ.ศ. 2506 (1963).

11) Lingat の訳では、それぞれ "les esclaves qui sont venus à leur maitre de ses père et mère" および "les esclaves qui viennent des père et mère" となっている。c.f. Lingat 1931, pp. 294-296.

12) 以下の節区分は、すべて Lingat 校定本にしたがう。

13) Lingat 1931, p. 42 f.

14) esclaves achetés (Lingat), Gekauft Sklaven (Dilock)

- 15) ขุนสมุทธารทิตตคี, พจนานุกรมกฎหมาย.  
พระนคร, พ.ศ. 2474. p. 144.
- 16) *Ibid.*, p. 375.
- 17) ただし売却後 1 カ月以内は、売主は責任を問われた。(「奴隸法」44)
- 18) 「奴隸法」5 に、「寛大使役し、売主に属する人に危害を加えてはならぬ」とある。
- 19) たとえば Bowring 1857, Vol. 1, p. 191.
- 20) Carl Bock は、khai fak 奴隸を他のカテゴリーに属する奴隸 (slave) から区別して slave-debtor と呼ぶ。(Carl Bock 1884, p. 159.) Ernest Young は bondservants という訳語を用いている。(Ernest Young 1907, p. 127.) なお Bowring, p. 194 参照。
- 21) 「婚姻法 ลักษณะผู้เมีย」47.
- 22) 「奴隸法」42.
- 23) Bowring p. 191.
- 24) Dilock p. 37.
- 25) ブラドレー本, ラーブリー本では, Krommasak กรมศักดิ์ となっている。
- 26) หลวงวิจิตร “คำสอนฯ” p. 31.
- 27) จดหมายหลวงอุดมสมบัติ. พระนคร, พ.ศ. 2505. p. 347.
- 28) พระราชบัญญัติ 22. กฎหมายตราสามดวง เล่ม 4. p. 290f. しかし主人によってはかなり苛酷な取扱いをした者もあることは注31の引用からもあきらかである。
- 29) Pallegoix, vol. 1, p. 321.
- 30) Bowring pp. 189-191.
- 31) พระราชบัญญัติ 22.
- 32) *Loc. cit.*
- 33) Lingat p. 45 n.
- 34) *Ibid.*, pp. 46-47.
- 35) De la Loubère p. 117, พระราชบัญญัติ 22. สำนัสมเด็จ เล่ม 7. p. 164, Wales pp. 60-61.

36) Crawford p. 148.

37) Lingat p. 45 n.

## 参 考 文 献

### 1. 三印法典の諸刊本

三印法典には各種の刊本があるが、大別して、(A) 1849年に Nai Mot Amatayakun によってはじめて上梓された Nai Mot 本を底本とする系統と、(B) のちに発見された「正本」「副本」にもとづく校定本の 2 系統とがある。

(A) の史料価値が (B) におとることは、言うまでもないが (A) 本系統の諸刊本も、今世紀に入って近代的法典が整備されるまで、久しく法律実務家の典拠として用いられてきたものであるだけに、数々の特徴をそなえており、今日でもこれを無視することはできない。

#### 1) A 本系統

##### a. ブラドレー本：

ดี.บี. บริดเจ หนังสือเรื่องกฎหมายเมืองไทย  
2 เล่ม กรุงเทพฯ จ.ศ. 1235 (1873)

กฎหมายบริดเจ (ブラドレー法典) としてもっとも広く普及していた。筆者は 小暦 1258 (1896) 年の第 10 版を利用した。

##### b. ルアング・ダムロン本：

หลวงดำรง ธรรมสาร (มี),

กฎหมาย หมายประกาศ พระราชบัญญัติ  
แก้ไข ซึ่งใช้อยู่ในบัดนี้. 2 เล่ม กรุงเทพฯ, ร.ศ. 114 (1895)

本書の特徴は、上記のブラドレー本の内容全部に、現行の諸法令を加え、これらを項目別に再排列したもので、巻頭の内容目次は、各条文の内容を簡潔に示し、検索にきわめて有益である。筆者は第 2 版 ร.ศ. 116 (1897) を利用した。

##### c. ラーブリ親王本：

กรมหมื่นราชบุรีดิเรกฤทธิ์,

กฎหมาย 2 เล่ม กรุงเทพฯ, ร.ศ. 120 (1901)

ふつう กฎหมายราชบุรี (ラーブリ法典)と通称されているもの。本書は、(1)タイ法曹界の父といわれ、第一級の法律学者であるラーブリ親王が、簡潔ではあるが、重要な内容をもつ脚注を随所に加えていること、(2)当時廃止されていた条文が削除され、廃止年月日が明示されていること、(3)三印法典以前に作成された未公開の กฎหมายลัทธิ และ กรมศักดิ์ สำเร็จ の2編を第1巻の末尾に収録していることの3点が特徴として数えられる。筆者は、第1巻については初版と同年に刊行された第2刷、第2巻については初版を利用した。

d. P. K. P. S. 本

P. K. P. S. とは、Prachum Kotmai Pracham Sok (年次法律集成)の略で、1935年以降 Sathien Lailak ร.ต.ท. เสถียร ลายลักษณ์ によって刊行され今日に及んでいるものを指す。三印法典はこの第1巻、第2巻および第3巻の1部を占める。

## 2) B本系統

正本・副本にもとづく三印法典出版の試みは、1928年の、フランス人 Burnay による「相続法」(ลักษณะมรดก)のテキスト刊行にはじまる。[J. Burnay, "Texte de la loi Lakṣaṇa Moradok d'après le manuscrit Vajiranaṇa." *Journal of Siam Society (JSS)*, XXII-2, pp.117-151] 1930年、Burnay は、R. Lingat と共同して「雑律」(ลักษณะเบ็ดเสร็จ)の校定本を上梓し [Jean Burnay et Robert Lingat (ed.), *Lois Siamois, Code de 1805 A.D. XIV: Lois diverses, texte*. Bangkok, (1930)],これを時を同じうして Luang Pradit หลวงประดิษฐมนูธรรม は、Phrathammasat ลักษณะพระธรรมนูญ など7編の印影本を刊行した。(หลวงประดิษฐมนูธรรม, ประชุมกฎหมาย

ไทย ภาค 1. พระนคร, พ.ศ.2473(1930))

1939年、R. Lingat の努力によって、ようやく、正本および副本を底本とする三印法典全巻の厳密な校定本が作成されバンコクのタマサート大学から出版された。これによって三印法典研究の扉が研究者の前に大きく開かれることとなったのである。

a. タマサート大学本

มหาวิทยาลัยวิชาธรรมศาสตร์และการเมือง,

ประมวลกฎหมาย รัชกาลที่ 1 จุลศักราช

1166 พิมพ์ตามฉบับหลวง ตรา 3 ดวง. 3

เล่ม. พระนคร. (1939)

本校定本は、現存する79帖の正本(司法省所蔵本137帖、国立図書館所蔵本42帖)を底本とし、正本を欠く部分(「賠償金定率法」と「奴隷法」)については副本によっている。本書は、原本の忠実な復原を目指し、内容のみならず古綴字をそのまま保存しているので、言語史家にも貴重な資料となっている。

b. クルサパー本:

องค์การคำครุสภา,

กฎหมายตราสามดวง. 5 เล่ม. พระนคร,

พ.ศ. 2505. (1962)

(a)のタマサート本は、入手困難となってもう久しかったが、ようやく1962年「タイ語文叢書」のひとつとして、タイ文部省の外郭機関である Ongkankha Khurusapha から5冊本として再刊され簡単に利用できるようになった。しかし本書は同「叢書」の性格上、学生・一般知識人を対象としているので、タマサート本の特徴である脚注(異本との校合)が、まったく削除されてしまっているのが惜しまれる。

## 2. 奴隷法

กฎหมาย ลักษณะ ทาษ ฯ ทั้งเก่าใหม่รวมเป็น

เล่มหนึ่ง กรุงเทพฯ (จ.ศ.)1242. 104p.

Samuel J. Smith (tr.) *Siamese domestic institutions. Old and new laws on slavery*. Bangkok, 1880. 64p.

この2冊は合本で出版されている。三印法典中の「奴隸法」その他の関係法令と、1874年の「奴隸廃止」措置に関連して公布された法令を含む。Smithの英訳は多くの問題を含んでおり、そのまま利用することは危険である。「奴隸法」の翻訳としては、つぎのLingatによる仏訳のほうがよい。

“Lois sur les esclaves” in R. Lingat, *L'esclavage privé dans le vieux droit siamois*. Paris, 1931. pp.293-358.

### 3. タイ語文献

ดำรงราชานุภาพ, กรมพระ

ลักษณะการปกครองประเทศสยามแต่โบราณ  
พระนคร, พ.ศ. 2471(1928).

นริศ, กรมพระยาดำรงฯ, กรมพระ

สาส์นสมเด็จพระเจ้าบรมวงศ์เธอเจ้าฟ้าฯ  
พระนคร, พ.ศ. 2505(1962).

บริดเจ, ดี.บี.

อักษรวิธานศัพท์ พระนคร, ค.ศ. 1873.  
(English title: *Dictionary of the Siamese language*. Dr. B. Bradley)

แลงกาต, ร.

ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย (กฎหมายเอกชน)  
ข้อความเบื้องต้น พระนคร, พ.ศ. 2478(1935).

แลงกาต, ร.

ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย (กฎหมายเอกชน)  
สัญญา พระนคร, พ.ศ. 2480(1937).

พิพัฒน์ สุกขทิศ, “การนับปีแห่งพุทธศักราช”

ศิลปากร, ปีที่ 7, เล่ม 1. พ.ศ.2506(1963).

### 4. 欧語文献

Aymonier, Etienne. *Le Cambodge II: les provinces siamoises*. Paris, 1901.

Bastian, Adolf. *Reisen in Siam im Jahre 1863*. Jena, 1867.

Bock, Carl. *Temples and elephants: the narrative of a journey of exploration through upper Siam and Laos*. London, 1884.

Bowring, Sir John. *The kingdom and people of Siam*. 2 vols. London, 1857.

Burnay, J. “Inventaire des manuscrits juridiques siamois,” *Journal of Siam Society*, XXIII-3, pp.135-162.

Crawford, John. *Journal of an embassy to the courts of Siam and Cochin China*. London, 1828. (repr. 1967)

De la Loubère. *A new historical relation of the kingdom of Siam*. London, 1693.

Dilock, Prinz. *Die Landwirtschaft in Siam*. Tübingen, 1907.

Lingat, Robert. *L'esclavage privé dans le vieux droit siamois*. Paris, 1931.

Pallegoix, Mgr. *Description du royaume Thai ou Siam*. 2 vols. Paris, 1854.

Smyth, H. Warington. *Five years in Siam*. 2 vols. London, 1898.

Wales, Quaritch. *Ancient Siamese government and administration*. London, 1934. (repr. New York, 1965)

Wood W. A. R. *A history of Siam*. Bangkok, 1933.

Young, Ernest. *The kingdom of the yellow robe*. London, 1907.